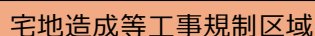


令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が施行されました。

今後、**令和7年5月26日**に以下の内容で**規制区域を指定**し、規制を開始します。

※千葉市、船橋市、柏市は各市で区域を指定、許可を行います。



- 1 -

規制対象となる盛土等の規模

千葉県は規制区域指定後に、下記の盛土等を行う場合は、あらかじめ千葉県知事の許可が必要となります。

＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞

例・・・宅地造成、残土処分場、太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①②を除く)	④盛土で高さが2m超となるもの(①③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超、かつ、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が一部でも30cm超となるもの(①～④を除く)

※「崖」とは、地表面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

例・・・土石のストックヤードにおける仮置き 等

⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超、かつ、地盤面と土石の表面との標高差が一部でも30cm超となるもの

＜適用除外となる工事＞

道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。

また、例えば以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。

- ・ 国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- ・ 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの など

許可申請から工事完了までの主な流れ

①許可申請前	②許可申請・許可	③工事着手	④工事完了
・ 土地の所有者等全員の同意 ・ 周辺住民への事前周知	・ 許可基準への適合 ・ 千葉県知事の許可	・ 現場での標識掲出 ・ 定期報告・中間検査	・ 完了検査

※無許可で盛土等を行った場合などは罰則の対象となります。

（最大で懲役3年以下又は罰金1,000万円以下、法人に対しては最大3億円以下）

※都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。（みなし許可）

規制開始日時点で行っている工事の届出

規制開始日（令和7年5月26日（月））に盛土等に関する工事を行っており、規制対象となる盛土等に該当する場合は、規制開始日から **21日以内（令和7年6月16日（月）まで）** に千葉県知事への届出が必要です。

（主な例）

- ・ 土地（森林・農地含む）を造成するための盛土・切土
- ・ 土石の堆積（一時的な堆積）
- ・ 旧法の宅地造成工事規制区域外で行っている宅地造成

その他

- ・ 規制区域の詳細は、県又は各市のホームページをご覧ください。
- ・ 手続きの流れ、技術基準については、県ホームページ掲載の盛土規制法に係る手引きに記載しています。[県ホームページ]

<https://www.pref.chiba.lg.jp/tokei/kaihatsukoui/moridokisei.html>

千葉県 盛土規制法

検索

千葉県
盛土規制法HP



1 県庁 宅地安全課 盛土対策室

担当室	郵便番号 住所	電話番号	所管区域
盛土対策室	260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043-223-4494	千葉県（千葉市・船橋市・柏市除く）

2 各地域振興事務所

※メールは県ホームページからお問い合わせください。

事務所名 担当課	郵便番号 住所	電話番号 FAX	所管区域
葛南地域振興事務所 地域環境保全課	273-8560 船橋市本町1-3-1 フェイスビル7階	047-424-8093 047-421-1590	市川市、習志野市、 八千代市、浦安市
東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	271-8560 松戸市小根本7	047-361-2119 047-361-4098	松戸市、野田市、流山市、 我孫子市、鎌ヶ谷市
印旛地域振興事務所 地域環境保全課	285-8503 佐倉市鐺木仲田町8-1	043-483-1138 043-486-7570	成田市、佐倉市、四街道市、 八街市、印西市、白井市、 富里市、酒々井町、栄町
香取地域振興事務所 地域環境保全課	287-8502 香取市佐原イ92-11	0478-54-7505 0478-52-5529	香取市、神崎町、多古町、 東庄町
海匝地域振興事務所 地域環境保全課	289-2504 旭市二1997-1	0479-64-2825 0479-63-9898	銚子市、旭市、匝瑺市
山武地域振興事務所 地域環境保全課	283-0006 東金市東新宿1-11	0475-55-3862 0475-55-8312	東金市、山武市、大網白里市、 九十九里町、芝山町、横芝光町
長生地域振興事務所 地域環境保全課	297-8533 茂原市茂原1102-1	0475-26-6731 0475-26-6733	茂原市、一宮町、睦沢町、 長生村、白子町、長柄町、 長南町
夷隅地域振興事務所 地域環境保全課	298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻472-2	0470-82-2451 0470-82-4164	勝浦市、いすみ市、御宿町、 大多喜町
安房地域振興事務所 地域環境保全課	294-0045 館山市北条402-1	0470-22-8711 0470-22-0074	館山市、鴨川市、南房総市、 鋸南町
君津地域振興事務所 地域環境保全課	292-8520 木更津市貝淵3-13-34	0438-23-2285 0438-23-2287	木更津市、袖ヶ浦市、君津市、 富津市

盛土等を行う土地の面積が**10,000平方メートル以上**の場合は、所管区域に関わらず、宅地安全課 盛土対策室が所管となります。※市原市については、面積に関わらず、宅地安全課 盛土対策室が所管となります。

3 千葉市・船橋市・柏市 ※政令市・中核市は各市が所管

担当課	郵便番号 住所	電話番号 FAX	備考
千葉市 宅地課	260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号	043-245-5320 043-245-5887	—
船橋市 宅地課	273-8501 船橋市湊町2-10-25	047-436-2690 047-436-2716	—
柏市 宅地課	柏市柏255番地-1 (柏市役所分庁舎2-2階)	04-7167-1146 04-7167-7668	(郵便等送付先) 277-8505 柏市柏5丁目10番1号

1 県庁 宅地安全課 開発指導班

担当室	郵便番号 住所	電話番号	所管区域
開発指導班	260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043-223-3240	市所管区域以外の市町村

2 各土木事務所

事務所名 担当課	郵便番号 住所	電話番号 FAX	所管区域
印旛土木事務所 宅地指導課	285-0026 佐倉市鎭木仲田町8-1	043-483-1142 043-485-3759	四街道市、八街市、 酒々井町、栄町
成田土木事務所 建築宅地課	286-0036 成田市加良部3-3-2	0476-26-4854 0476-26-8671	富里市、多古町、 芝山町
香取土木事務所 建築宅地課	287-0003 香取市佐原イ92-11	0478-52-5554 0478-54-5449	香取市、神崎町、 東庄町
海匠土木事務所 建築宅地課	289-2144 匝瑳市八日市場イ1999	0479-72-1172 0479-72-1176	銚子市、旭市、匝瑳市
山武土木事務所 建築宅地課	283-0006 東金市東新宿1-11	0475-54-1133 0475-55-5894	東金市、山武市、九十九里町、横芝光町
長生土木事務所 建築宅地課	297-0026 茂原市茂原1102-1	0475-24-4286 0475-25-3343	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房土木事務所 建築宅地課	294-0045 館山市北条402-1	0470-22-4340 0470-23-8349	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津土木事務所 建築宅地課	292-0833 木更津市貝渕3-13-34	0438-25-5137 0438-25-0311	君津市、富津市

開発区域面積が **10,000平方メートル以上** の場合は、所管区域に関わらず、宅地安全課 開発指導班が所管となります。

3 市所管区域

以下の市は、各市が開発許可等を行っています。開発許可等に関する相談は、各市にお問い合わせください。
なお、（ ）の市について、みなし許可に係る中間検査等は県で実施します。

千葉市・船橋市・柏市・市川市・習志野市・八千代市・松戸市・野田市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・成田市・佐倉市・印西市・白井市・木更津市（浦安市）・（大網白里市）・（袖ヶ浦市）・（市原市）